

第1章 子ども読書活動推進計画の策定にあたって

1 子ども読書活動推進の意義

今日の社会の情報化の進展は、子どもをとりまく生活環境を一変させました。居ながらにして世界中の情報を瞬時に得られるという利点の反面、その情報は断片的であり、この情報を有効に活用するためには蓄積された力が必要だと指摘されています。しかもこのような力は一朝一夕になるものではありません。

子どもたちは、読書により様々な知識や情報を与えられるだけでなく、感動し癒され、生きる勇気を与られます。乳幼児期よりの読み聞かせや自らの読書を通して、子どもたちは言葉を学び、感性を磨き、豊かな想像力を育て、自ら考え、生きる力を身につけていきます。自らの生活体験と読書によって養われた様々な力は、子どもたちの成長にとって欠かすことの出来ない大切な要素です。

このように、子どもたちの読書活動は、豊かな人間形成やより深く人生を生きる力を身に付ける上で重要であり、この活動を組織的・計画的・継続的に推進していくことは大きな意義があります。

2 子ども読書活動の現状

インターネットを始め、携帯電話や様々な情報メディアの発達・普及により、子どもの生活環境は大きく変化しています。そして、この生活環境の変化により、子どもの読書離れ・活字離れが進んでいることが指摘されています。そののみならず、この活字離れは読解力の低下や「聞くこと・話すこと」の能力の低下にまで影響を与えています。

世界の65か国・地域が参加し、2009年(平成21年)にOECD(経済協力開発機構)が行った「生徒の学習到達度調査(PISA2009)」によると、日本は、「読書活動について肯定的に回答した割合は、ほとんどの項目でOECD平均よりも多く、2000年調査よりも増加した」との結果です。読解力の分野では、日本は2006年の15位から8位に上昇し、全参加国中の上位グループに入っています。

「趣味で読書をすることはない」生徒の割合は、2000年調査からは減少しましたが(44.2% 55.0%)、諸外国(OECD平均37.4%)と比

べると依然として多くなっています（「OECD生徒の学習到達度調査（PIISA 2009）のポイント」国立教育政策研究所）。

また、全国学校図書館協議会は、毎日新聞社と共同で毎年「読書調査」を行い、5月1か月間に読んだ本についての調査を継続しています。第57回（平成23年5月実施）の結果をみると、1か月の平均読書冊数は、小学生（4～6年）は9.9冊、中学生は3.7冊、高校生は1.8冊といずれも昨年度に比べすべて減少しています。1か月間に読んだ本が0冊の生徒（不読者）の割合は、小学生は6.2%と昨年と変わりませんでした。中学生（16.2%）高校生（50.8%）はそれぞれ増加しています。

中央市司書会で行っている「中央市学校読書調査」は、小学校2・4・6年生及び中学校2年生を対象として、その年の5月1か月の読書について質問し調査するものです。平成23年度で3回目となり、これまでの2回の調査結果をふまえた検証を行いました。

その結果、本市の小学校2・4・6年生及び中学校2年生は、学年が上がるにつれて「本を読むのが好き」という割合が減少しています。中学校2年生は、2年前の小学校6年生時と比較すると19%低くなりました。これは、先の全国的な調査にみられる傾向と同様です。今後も引き続き積極的な読書推進への取り組みが必要です。

平成18年6月に中央市ブックスタート事業が始まりました。保健師と図書館員が連携し、赤ちゃんとその保護者に絵本を手渡しています。コミュニケーションを図りながら、心豊かな子どもに育ててほしいという願いを込めて、これまで4か月健診時に活動してきましたが、平成23年4月よりその時期を7か月健診に変更しました。さらに一組ごとに十分な対応ができるようにするためブックスタートボランティアを募集し、研修を積んだ後に事業に協力していただいています。保護者一人一人に丁寧に対応する時間が確保でき、親子のコミュニケーションや読み聞かせの大切さについて、これまで以上に伝えられるようになりました。

平成20年度から実施している新入生ブックプレゼント事業では、市内の小学校1年生を対象に、ブックリストの中から選んだ希望の本1冊を児童一人一人に手渡しています。その際には、図書館ボランティアがリストから選んだ本を、各教室で読み聞かせています。手にした1冊の本をきっかけとして、家庭での会話や家族そろっての図書館利用が促進されるよう働きかけています。

3 計画策定の背景

子どもの読書活動を推進するために、国では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年12月)を定め、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。その後、平成17年7月に「文字・活字文化振興法」が成立し、読書活動に取り組む様々な体制が整えられてきました。

平成20年3月には、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第二次)」が閣議決定し、第一次基本計画の成果と課題を整理し、主要施策の数値目標化を行っています。同年6月には、衆・参両院で「国民読書年に関する決議案」が採択され、「文字・活字文化振興法」の制定から5年後の平成22年を「国民読書年」に制定しました。

文部科学省は、平成23年6月に「平成22年度『学校図書館の現状に関する調査』の結果の公表」を行い、学校図書館における人的整備の状況、物的整備の状況、読書活動の状況調査から、学校図書館を浮き彫りにしています。同年9月には、「人の、地域の、日本の未来を育てる読書環境の実現の為に『国民の読書推進に関する協力者会議』報告」の公表を行いました。その中で“読書は、思考力、判断力、表現力、コミュニケーション力などをはぐくみ、個人が自立して、かつ、他者との関わりを築きながら豊かな人生を生きる基盤を形成するもの”と意義づけています。

本市においても、平成19年4月に策定した「中央市子ども読書活動推進計画」が平成23年度に5か年目となります。国の第二次計画を受け、中央市の第一次計画の基本的な考え方を引き継いで、平成24年度から平成28年度の5か年を計画期間として「中央市子ども読書活動推進計画(第二次)」を策定します。

4 第一次計画5か年の成果と課題

「中央市子ども読書活動推進計画(第二次)」5か年計画の策定に当たって、第一次計画期間中の成果と課題についてまとめます。

生涯にわたって読書に親しむ人をはぐくむ上で幼児期の読書環境の大切さについては論をまたな



策定委員会

いところでは、5か年計画の期間中、市立図書館と保育園の連携が進展し、おはなし会の充実や図書館利用が進み、保育園児にとって公共図書館がさらに身近な存在となりました。

市内の小中学校と市立図書館の連携の面では、学校による市立図書館の活用がさらに活発になされ、物流のスムーズさも相まって、効果的な市立図書館の活用がなされています。小中学校の学校司書と市立図書館代表とで構成される「中央市司書会」では、毎年小学校2・4・6年生と中学校2年生を対象に読書調査を実施し、読書活動推進や読書啓発の資料として活用しています。また、各学校の読書週間に合わせて、市立図書館が仲立ちとなって、図書館ボランティアの協力により、優れた朗読や選書の質の高い読み聞かせが行われ、読書啓発の推進力となっています。市外の私立ブラジル人学校に対しても団体利用を可能とし、母国語での利用案内も活用しています。学校独自のボランティアを立ち上げた小学校もあり、読書ボランティアとしても協力する保護者が増えてきています。また、「新入生ブックプレゼント」事業が第一次計画期間中の平成20年度にスタートしました。小学校新入学の1年生に1冊の絵本を贈るこの事業は、家庭や学校において、子どもたちが読書への関心を高め、楽しい本との出会いができるように応援することを目的として実施されています。第二次計画期間には、サードブック事業として、中学校卒業時に本を贈る卒業生サードブックプレゼント事業実施の検討も始まっています。



新入生ブックプレゼント贈呈式

ブックスタート事業では、前述のとおりより効果的に実施されるようになりました。

幼児から小学校低学年までを対象とするおはなし会の事業においても、図書館ボランティアの活躍により、参加者が増えています。また、英語でのおはなし会も試みられ、参加者の好評を得ています。

次に、子どもの読書活動推進の課題として、まず、家庭との連携や児童館など地域の公的な施設との連携の強化があげられます。家庭における読書への取り組みこそが、子どもの自主的な読書活動推進に最も大きな力になります。家庭に、父母や祖父母が読書を楽しむ姿があれば、自然と読書を楽しむ子どもに育ちます。現在ほど読書環境の整っていなかった父母の世代に対して、読書の

大切さを機会あるごとに訴えていくことは、今後の大きな課題です。幼児期の子どもたちに読書への関心を高めるため、幼稚園や保育所、児童館に絵本のある環境づくりも課題となります。また、既にスタートし始めた児童館などでの読み聞かせの活動を、今後できる限り発展させていくことも大切です。

「中央市司書会」の読書調査で、中学校での読書離れの傾向は、全国と同じように中央市にもあることがわかります。中学生が積極的に読書活動を行う意欲を高め、自主的な読書習慣を身につけることができるように、さらに取り組んでいくことも大きな課題です。

ハンディキャップのある人の図書館利用という面で、今後図書館の充実が求められてきます。ハンディキャップのある子どもに対する図書館の利用促進についても、今後取り組んでいかなければならない課題の一つと考えます。

5 計画策定の基本方針

子どもの自主的な読書習慣は、一朝一夕に身につくものではなく、乳幼児期からの継続的で、息の長い計画によってなされるものです。よって、子どものそれぞれの発達段階における指導が、次の段階の指導へ繋がるよう、その連携が円滑になされるようにすることが大切です。

家庭はもとより、幼稚園・保育所・小中学校及び学校図書館、児童館、市立図書館など日常的に子どもが利用する施設や機関が、共通の認識に立って目標を同じくし、それぞれの発達段階において果たすべき役割を分担し、互いに連携・協力しながら推進していくことが必要です。

但し、「子どもの読書活動の推進に関する法律」では「子ども」を「おおむね18歳以下の者」とし、高校生、高等学校までの読書活動の推進を視野に入れていますが、中央市には高等学校がないため、高校生については図書館の一般利用者として支援を考えていきます。

本計画は、次のような基本方針に基づき推進していきます。

(1) 家庭・地域における読書活動の推進

(2) 学校における読書活動の推進（小学校・中学校）

(3) 幼稚園・保育所・児童館等における読書活動の推進

(4) 市立図書館等における読書活動の推進

6 計画の期間

この計画の期間は平成24年度から平成28年度までの5か年間とし、その後も必要に応じて見直していきます。

第2章 子どもの読書活動推進のための方策

1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

(1) ブックスタート事業

子どもの読書習慣は、家庭での親子のふれあいや、豊かなコミュニケーションの中で形成されるものであり、毎日の家庭生活の中で親が積極的に関わっていくことが大切です。

しかし、核家族化、少子化が進んでいる現在、家庭の力が弱くなっていることは否めません。そのために、中央市では市で誕生したすべての赤ちゃんとその保護者を対象に「ブックスタート事業」を実施しています。保護者が、絵本を通して赤ちゃんに豊かなコミュニケーションを持つことによって、心豊かな子どもに育ててほしいという願いを込めて実施しているものです。この事業をさらに充実させ、赤ちゃんに保護者とのよりよい人間関係が、絵本を介して成されるよう事業を推進します。

方法は、7か月健診時に、図書館員と応募して研修を受けたブックスタートボランティアが、健診場所に出向き、赤ちゃんに読み聞かせをした後、2冊の絵本をプレゼントするというものです。読み聞かせや懇談を通して、親子で楽しい読書体験をすることの大切さを父母に伝えています。

合併後（対象平成18年2月以降誕生の子ども）、実施した状況につい

ては、対象者に本を手渡した率は、約 87% となっていますが、平成 23 年度より、7 か月健診時にボランティアの協力を得て実施するようになって 95% と向上しています。当日渡せなかった場合は電話で連絡し図書館で手渡すなど、ブックスタートの目的である「すべての赤ちゃんに」本が渡せるように努めます。その後の本の利用状況等の追跡調査をアンケート等で行い、以後の事業の参考にします。この事業に対して新規にブックスタートボランティアが発足しましたが、今後さらに育成に努めます。この事業は、健康推進課との協働事業とします。

(2) 講座や研修の機会の充実

乳幼児をもつ親や、妊産婦及びその家族のために、学習の機会を設定します。読み聞かせのための講座や講演会を行い、家庭での読書や子どもへの読み聞かせを支援します。

また、妊産婦対象に実施している健康推進課の事業「母親学級」のなかで、絵本の紹介の時間を設け、啓発の機会とします。



読みきかせ講座

(3) 家庭での親子読書等の推進

学校・幼稚園・保育所等の P T A 活動等を通して、読書の必要性を啓発していくよう努めます。テレビ、ビデオ、ゲーム等に関わる時間を読書に向けていくよう、P T A 活動、保護者会等で話し合いの場を設け、親子読書などを推進していきます。

(4) 地区住民や民間団体との協働による推進

子どもと地域の大人とのふれあいの場がもてるよう努めます。それぞれの地区の民間団体等との協働を図ります。子どもが本の読み聞かせや、おはなし会を楽しめるように努めます。

2 学校における子どもの読書活動の推進

学校図書館は国語を始めとして各教科、総合的な学習の時間等や調べ学習

など多様な目的で活用されています。これらの学習活動をさらに充実させるために、児童生徒の読書への興味・関心を高めていく必要があります。

また、学校図書館は子どもにとって、生涯にわたる読書生活、読書習慣の基礎となる重要な場でもあります。その意味で、学校図書館の果たす役割は計り知れないものがあります。

計画では次のようなことを目指します。

小学校では、本に親しみ、読書の楽しさを知り、読書の習慣を身につけることを目指します。

中学校では、幅広い読書をこころがけ、進路の選択や生き方を探ることを目指します。

高等学校については、「基本方針」に示した通りです。

(1) 次のような具体的な取り組みを通して読書活動の推進を図ります。

- ・朝の読書の充実や読み聞かせ、ブックトーク等の実施
- ・全校一斉読書や図書集会の実施
- ・図書委員会の活動の活発化
- ・図書だよりの発行
- ・新着図書の紹介やおすすめ本の紹介
- ・学級文庫の設置
- ・読書週間中のイベントの実施
- ・月ごとのテーマにそった展示や掲示
- ・各教科での読書推進の取り組み

(2) 学校の図書資料の充実

平成5年に旧文部省は、学校図書館の果たす役割の重要性に鑑み「学校図書館図書標準」を設定しました。中央市の小学校6校、中学校2校はすべてこの標準値を超えています。充足率は、小学校6校の平均が約14.2%、中学校2校の平均が約11.4%と高い達成率となっています(平成22年度)。

学校図書館には「全国学校図書館協議会図書選定基準」及び「学校図書館図書廃棄規準」が設けられており、これに従って図書の収集・廃棄を行っています。

学校図書館は、普遍性の高い、基本的な蔵書を心がけることはもちろんですが、めまぐるしく変化する世界の情報や、新鮮な情報も重要です。これに対応していくためには、常に新しい資料を補充していく必要があります。

学校図書館は児童生徒の自由な読書活動の場であるとともに、学習に対する興味・関心を呼び起こしたり、豊かな心をはぐくんだりする機能や調べ学習の資料提供の機能をもっています。学校図書館の本については、その充足率に満足せず更に内容について、各学校の蔵書を分析し、図書資料の一層の整備・充実を図っていきます。

(3) 学校司書の研修の推進(「中央市司書会」の設置)

中央市のすべての小中学校には既に司書が配置されています。山梨県教育委員会では、計画的に司書教諭や学校司書の研修を行っていますが、今後も県の研修会への積極的な参加を行っていただくだけでなく、市においても研修や情報交換の機会を設けます。

具体的には、年間3回程度、市立図書館司書と学校司書との研修や情報交換の機会を設け、子どもに提供する本の検討や子どもの動向等について、研修及び情報交換の機会を設けます。また、この会においては子どもの読書案内として、おすすめ本のリスト作成に取り組みます。

(4) 市立図書館や図書館ボランティアとの連携

市立図書館の本については、総合的な学習の時間・調べ学習・図書の時間・学級文庫等で必要な本の団体貸出と配達等の活用を推進します。

また、朝の読書や読書週間中の読み聞かせには、計画に応じて、図書館ボランティア等の協力を得て、子どもに新しい読書の楽しみを提供します。



おはなしカーニバル

平成21年度よりスタートした「新入生ブックプレゼント」事業も図書館ボランティアの協力により、効果的な実施に努めます。

(5) 家庭・保護者との連携

子どもは家庭の影響を強く受けつつ成長していきます。よって、学校は家庭・保護者と連携協力して、家庭における子どもの読書活動を推進していくことが必要です。そのためには、学級通信や、校内のあらゆる機会を通じて、読書推進の啓発を行っていく必要があります。また、PTAによる学校図書館ボランティアや親子読書の推進を図ります。

(6) 市内学校図書館資料の有効活用

中央市には小学校6校、中学校2校の計8つの学校がありますが、これらの学校間、図書館と学校、図書館間はネットワークの構築がなされています。学校から他の学校や図書館の資料を検索・予約して借りることができます。また、配送のシステムが整っていますので、このシステムを利用して本を配送してもらうことができます。市内の各学校や図書館相互の連携を図り、図書資料の有効な活用を図ります。

3 幼稚園・保育所・児童館等における読書活動の推進

子どもは成長するに従って、家庭から地域へと行動の範囲を広げていきます。その子どもたちの受け皿になる場所が、幼稚園・保育所であり、また児童館や放課後の学童児童クラブ(学童保育)等です。

中央市には別添の資料で示しているように、公立、私立あわせて、9つの幼稚園・保育所と、11の児童館があります。また、公立、私立等9施設で放課後児童クラブを開設しています。

この施設を利用する子どもは、読書を楽しみながら、本に親しんでいく大切な年齢ですが、これらの施設の多くは、図書の数も少なく、また、読書専用のスペースも整備されていません。子どもたちが長い時間を過ごすこれらの施設の読書環境を整え、読書への動機付けがなされるよう努めます。

(1) 幼稚園・保育所における推進

幼稚園・保育所では幼児が絵本やおはなし、紙芝居に親しみ、読書の楽しさとお出会うよう、読み聞かせ等の機会を設けます。また、幼稚園・保育所の図書資料の充実を



保育園児への読み聞かせ

図り、幼児が日常的に本に親しみ、楽しめるような環境を整えるよう努めます。

(2) 児童館・放課後児童クラブにおける推進

児童館や放課後児童クラブでは、母親によるボランティアの組織があり、定期的な読み聞かせ等を行っている施設もありますが、多くは施設の職員に任されています。それぞれの施設において、図書を充実させ、職員やボランティアによるおはなし会や読み聞かせを実施します。

(3) 保護者やボランティアとの連携・協力

子どもによりよい読書環境を提供するため、ボランティアや保護者等との連携を図り、読み聞かせやおはなし会等の充実を図ります。

4 市立図書館等における読書活動の推進

中央市立図書館は、玉穂生涯学習館と田富図書館及び豊富図書館（分館）の3館があり、読書活動の拠点となります。これらの図書館はネットワークシステムと配送システムが整備されていますので、利用者は市内のどの図書館でも共通のサービスを受けることができます。また、中央市立図書館に所蔵していない図書でも、山梨県内の公共図書館のネットワークを活かし、相互貸借という形で市民の要望に応じています。

図書館は市民に様々な情報を提供し、市民の生活の向上に役立てるよう努めます。また、子どもたちの多様な要求に応えられるよう、適切な資料の提供や、楽しく有意義な事業等を実施していきます。

(1) 図書館資料の整備・充実

子どもの読書活動を推進していくためには、子どもたちの要望に応えられるような、豊富で多様な資料の整備が必要です。

中央市立図書館3館の合計蔵書数は247,745冊（H24/2/1 現在）、その内子どもの本は、76,645冊で全体の約31%です。第一次計画時に比べて、子どもの本の冊数及び全体に占める割合とも増えています。今後も子ども向けの本の一層の充実に努めます。

(2) 乳幼児へのサービス

「家庭・地域における子どもの読書活動の推進」の項でも述べたように、本を介して親子のコミュニケーションを図ることを目的とし、健康推進課と協働して、「ブックスタート事業」を推進します。

(3) おはなし会などの実施

子どもに読書に親しむ機会を提供するため、図書館では図書館ボランティアの協力により、0歳から小学生までを対象に読み聞かせやブックトーク、おはなし、パネルシアター、紙芝居などを行います。実施に当たっては、各図書館で年間計画を立てて行います。



おはなし会

(4) レファレンスサービスの充実

レファレンス（利用者からの質問に答えるサービス）は、図書館の大切な業務になっていますが、子どもたちが自発的に調べ学習ができるように職員が対応し支援します。

(5) 図書館の情報化

子どもの本をはじめとして、市立図書館に所蔵するすべての資料は、図書館のホームページで公開しています。図書館の利用者は個人のパソコンから資料を検索することができます。また、家庭では必要な手続きを経てインターネット上からも、資料を予約することもできます。今後図書資料の情報提供やホームページなどの一層の充実に努めます。

(6) 子どもの読書推進に関わる事業の実施

子どもの読書週間中の行事、図書館まつり、クリスマス会、夏休みの行事、講演会など子どもたちが楽しむことができ、それを契機として本に親しめるような行事を計画し実施していきます。

また、保護者に読書の大切さを伝える啓発事業や、子育て支援に繋がるような講演会や講座などを実施します。

(7) 職場体験の機会の提供

市内の児童生徒を対象に、図書館の仕事に支障のない限り、職場体験の機会を提供します。

(8) 読み聞かせの支援

図書館業務に支障のない範囲で、市内の保育園・幼稚園等への読み聞かせの出前を行います。

(9) 病院に入院中の子どもへの支援

中央市には山梨大学附属病院がありますが、そこで入院加療している子どもたちのために、小児科病棟に毎月 1 回、本や紙芝居などの貸出しをして配本します。



小児科病棟での本の入れ替え

(10) 障がいのある子どもへの読書活動の支援

障がいのある子どもたちへの支援のため、資料の整備を図るとともに、読み聞かせの出前などを行います。

(11) 在住外国人の子ども読書活動の支援

在住外国人の子どもたちへの支援のため、図書館は外国語資料の収集や利用案内の作成などサービスの充実を図り、資料の提供を行います。

(12) 青少年(小学校高学年、中学生、高校生)への支援

子どもは、この時期になると学校での部活動や勉強に追われ、学校生活が中心になりがちです。そのため、これまでの読書習慣を継続することが困難になります。図書館では、読書離れが進む中高生を対象としたヤングアダルト図書(おおむね 12 歳から 18 歳の読者を対象として企画、執筆される図書)の充実に努めます。

また、積極的に調べ学習・総合的な学習の支援が行えるよう、地域資料の充実を図ります。

5 推進体制の整備

本計画を推進するに当たっては、各機関の連携・協力、職員の研修体制や、財政上の措置などがあってはじめて円滑な実を伴った読書活動の推進が図られます。よって、十分に成果が得られるよう推進体制の整備に努めます。

(1) 専門職員の育成と研修体制の確立

本計画推進の基礎となるのは、子どもの読書に関する専門の知識や、読み聞かせなどの技術を持った人的配置の確保です。そのために、学校図書館職員や公立図書館職員の専門的な研修への参加や、職場内での研修を行う体制を整え、活動の担い手を育成します。

また、これらの専門職員が継続して子どもの読書活動の推進に取り組めるよう、職員の育成に努めます。

(2) 財政上の措置

本計画の方策を具体的に実現するため、市、関係機関、団体等それぞれが財政上の措置を講ずるよう努めます。また、必要に応じて、国や県に働きかけます。

第3章 関連機関等の連携・協力

子どもの読書活動を進めるためには、家庭・地域・学校・図書館・行政等が、緊密に連携・協力していくことが必要です。

1 行政機関との連携

市は、教育や福祉を始めとする各部局間の連携を図りながら、子どもの読書活動推進に取り組みます。また、家庭、地域、学校等それぞれの場での読書活動推進の取り組みを積極的に支援します。

ブックスタート事業については、健康推進課と市立図書館及びブックスタートボランティアの三者の緊密な連携・協力を図り、円滑で効果的な事業の実施を進めます。

2 市立図書館と学校・幼稚園・保育所・児童館等との連携

市立図書館は、図書館司書と学校司書・保育士と緊密な連携を図り、あらゆる機会を通して子どもの読書活動の支援及び学習支援を行います。

- (1) 市立図書館は、小学校・中学校等の朝の読書及び読書週間中の行事について、必要に応じて読み聞かせを行ったり、図書館ボランティアとの連絡・調整を行います。



小学校への読み聞かせ

- (2) 市立図書館は、幼稚園・保育所・児童館等への読み聞かせ等を行います。また、図書館業務に支障のない限り、出前の読み聞かせ等も行います。
- (3) 幼稚園・保育所・小学校等を対象に、要請に応じて施設見学を受け入れ、図書館内部の見学や、公共の場でのマナーなどを学ぶ機会を提供します。

3 図書館ボランティアとの連携

子どもの読書活動の推進には、図書館ボランティアの協力が大きな支えになっています。学校・幼稚園・保育所及び他機関からの求めに応じて、図書館において調整し、子どもの読書活動への支援をボランティアに要請します。また、図書館ではこれらの活動を推進するために、ボランティア養成のための講座を設けます。

第4章 広報・啓発活動

子どもの読書活動推進のためには、各機関で実施している推進活動について、全住民に周知徹底することが大切です。市では「広報」等、あらゆる機会を通じて、子どもの読書活動推進に関する事業・行事等について、地域住民への周知徹底を図ります。

1 「子ども読書の日」等における広報・啓発

「子ども読書の日」(4月23日)や「こどもの読書週間」(4月23日～5月12日)を中心として、その意義について周知を図るため、市の広報への掲載や学校・市立図書館において行事等を計画し、啓発に努めます。

2 子どもの読書活動に関する情報の収集・提供

(1) 市立図書館の「お知らせ」発行や市の広報などによる情報提供

図書館では、「お知らせ」を年数回程度発行し、子どもにおすすめの本の紹介や図書館の情報を紹介します。また、市の広報やインターネットのホームページ上に子どもの読書推進に関する情報を掲載します。

(2) 家庭への各種通信の発行

学校や幼稚園・保育所等においては、保護者への通信等を通して、子どもの読書活動に関する啓発に努めます。(学級通信、PTA新聞、図書だより等)



市立図書館事業「児童文学講演会」